

事務連絡  
平成19年7月5日

地方厚生(支)局  
各 都道府県 指定保育士養成施設関係事務担当者 殿  
指・定・都・市  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

指定保育士養成施設における学生の募集行為に係る取扱いについて

指定保育士養成施設の指定等に係る業務につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、今般、地方厚生局で行う他の資格にかかる養成施設指定の取扱いとの違いから、一部の地方厚生局において対応に苦慮している事例があり、指定保育士養成施設における学生の募集行為については、他の資格にかかる養成施設と同様に下記のとおり取り扱うことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

記

1 変更内容

募集要項の配布や入学試験等の学生の募集行為は、これまで内示後であれば行えることとしていたが、申請書を都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）

~~が受理しない場合~~次の条件を満たす場合は行って差し支えない

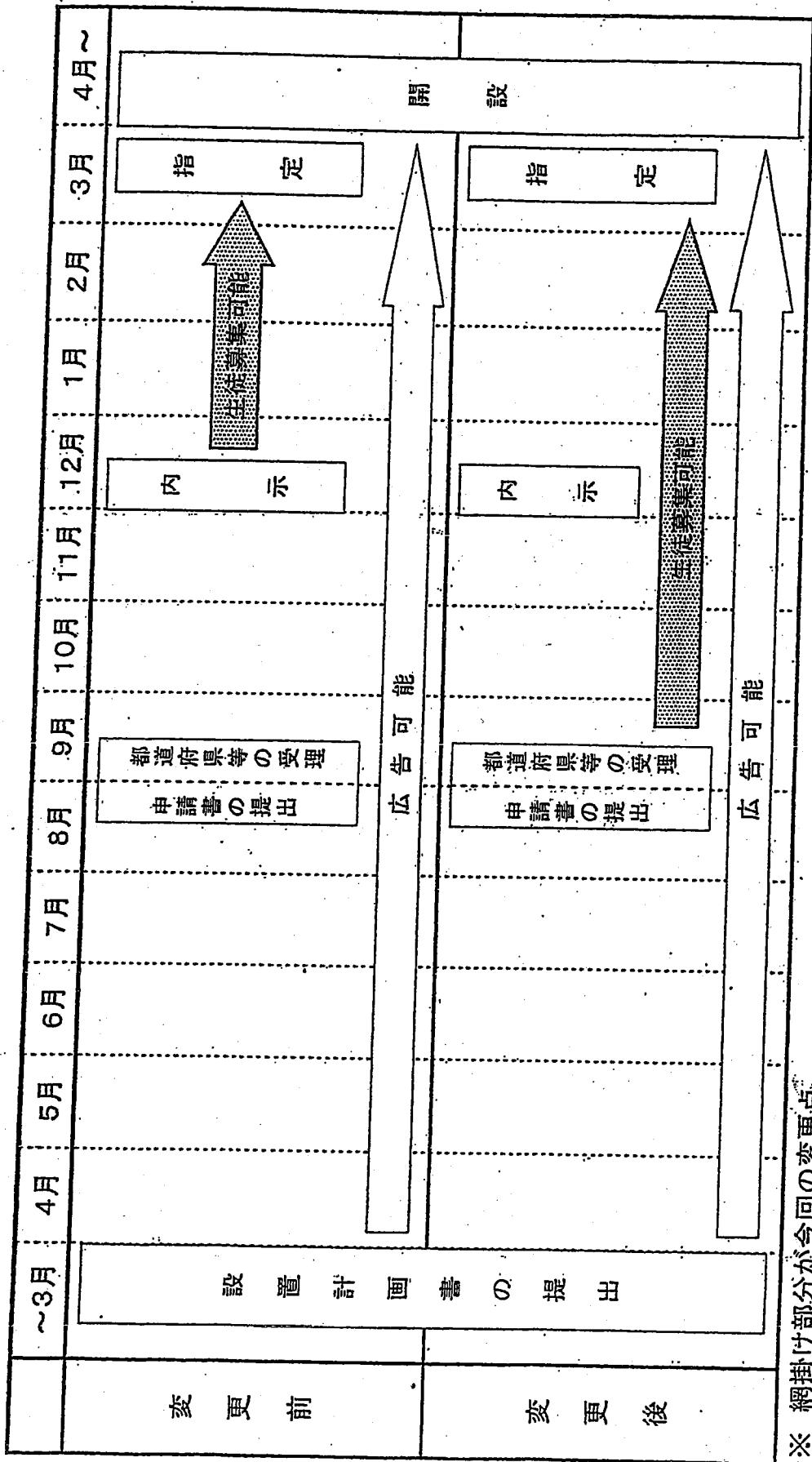
- ① 学生の募集行為については、申請書を都道府県等が受理した後行うこと。  
なお、学校教育法等の他制度において学生の募集行為の時期が定められているときは、当該要件に従うこと。
- ② 申請者の責任において行うこと。
- ③ 指定申請中であることを、大きく明示すること。
- ④ 指定が確定したと誤解されるような表現は避けること。
- ⑤ カリキュラム、定員等を指定前に公表する場合には、必ず「予定」であることを明示すること。
- ⑥ 定員増に係る学生の募集行為については、指定の場合に準じて行うこと。ただし、既に指定を受けている定員分に係る学生の募集行為については、この限りでないこと。

2 留意点

(1) 指定の時期が養成施設によって異なるため、特段の理由がなく、特定の養成施設の指定の時期が他の養成施設の指定の時期に比べ著しく遅くなることのないよう留意されたい。

(2) 設置計画書、申請書提出の取扱い、広告の時期等については、特段の変更はないので留意されたい。

(参考)標準的な事務の流れと広告・生徒募集の時期



事務連絡

平成19年8月9日

地方厚生(支)局  
各 都道府県 指定保育士養成施設関係事務担当者 殿  
指定都市  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「指定保育士養成施設の学生募集に係る取扱について」の  
差し替えについて

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の指定等に係る業務につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

養成施設における学生の募集行為の取扱いについては、「指定保育士養成施設の学生募集に係る取扱について」（平成19年7月5日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）により連絡したところですが、大学（短期大学を含む。）である養成施設とその他の養成施設における取扱いの均衡を図るために、事務連絡を別添のとおり差し替えることとしましたので、よろしくお取り計らい下さい。

なお、差し替えに伴う変更内容は、下記のとおりです。

記

- 1 事務連絡の1中、「ただし、大学及び短期大学については、これまでどおり内示後に学生の募集行為を行うこと。」を削除したこと。
- 2 事務連絡の（参考）において、大学（短期大学を含む。）とその他の施設の取扱いを統一したこと。